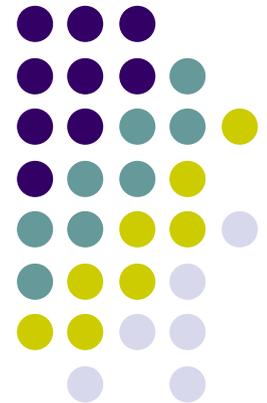


法令データ情報の管理に基づく 法令翻訳プロジェクト

名古屋大学大学院法学研究科
松浦 好治



法令翻訳の必要性

社会的必要性

- 国際社会のグローバル化
- 日本社会の透明性の確保
- 外国人に対する最新法令情報の提供
- ビジネスの基礎
- 法令情報の国際的共有のための基盤作り
- 法整備支援などの基盤作り





従来の法令翻訳の問題点

- 同じ語に対する訳語が異なる
- 使われている訳語が適切かどうか分からない
- 誰がどのように翻訳した結果なのか分からない
- 必要な法令や関連する法令に対する翻訳がない
- 法令が改正されても翻訳はそれに対応していない
- どの時点の法令に対する翻訳なのか分からない
- 翻訳をどこで入手できるかわからない(入手しにくい)
- 翻訳専門家に依頼すると費用がかかる





法令翻訳事業が満たすべき条件

- 高品質性
 - 首尾一貫した訳語選択
 - 自然な翻訳結果
- 大量性・体系性
 - 必要な法令の網羅
 - 関連法令の一括翻訳
- 継続性・最新性
 - 法令改正への対応
 - 翻訳品質向上の持続
- 流通性
 - 翻訳結果の利用の容易さ
- 社会的信頼性
 - 翻訳結果に対する社会的信頼
- データ管理性
 - 法令バージョンの管理
 - 翻訳バージョンの管理
- コスト管理性
 - 翻訳専門家による作業は不可避
- 形式性
 - 慣習を踏まえた書式による提供

翻訳法令データ提示のイメージ

The image shows a Microsoft Internet Explorer browser window displaying the Japanese Education Public Service Special Law (教育公務員特例法) as of January 12, 2024. The page is titled "教育公務員特例法" and includes a table of contents and the beginning of the law's text. The text is in Japanese and discusses the duties and responsibilities of education public servants.

昭和24年01月12日 法律第1号

目次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 任免、給与、分限及び懲戒
 - 第1節 大学の学長、教員及び部局長(第3条-第10条)
 - 第2節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第11条-第14条)
 - 第3節 教育長及び専門的教育職員(第15条-第16条)
- 第3章 服務(第17条-第20条)
- 第4章 研修(第21条-第25条)
- 第5章 大学院修学休業(第26条-第28条)
- 第6章 職員団体(第29条)
- 第7章 教育公務員に準ずる者に関する特例(第30条-第36条)

附則

第1章 総則

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第2条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校で、同法第二条に定める国立学校及び公立学校(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)の学長、校長(團長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会(教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、義塾教諭、義護助教諭及び講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限

XX REGULATIONS (AS OF 2003/07/08)

HELP CLOSE

XX REGULATIONS > Search: CE > X REGULATION

Prev: four years Next: Prev: members Next:

X REGULATION

(November 3, 1946)

CHAPTER I. THE EMPEROR

- Article 1.
- Article 2.
- Article 3.
- Article 4.
- Article 5.
- Article 6.
- Article 7.
- Article 8.

CHAPTER II. RENUNCIATION OF WAR

- Article 9.

CHAPTER III. RIGHTS AND DUTIES OF THE PEOPLE

- Article 10.
- Article 11.
- Article 12.
- Article 13.
- Article 14.

Article 44. The qualifications of members of both Houses and their electors shall be fixed by law. However, there shall be no discrimination because of race, creed, sex, social status, family origin, education, property or income.

Article 45. The term of office of members of the House of Representatives shall be four years. However, the term shall be terminated before the full term is up in case the House of Representatives is dissolved.

Article 46. The term of office of members of the House of Councillors shall be six years, and election for half the members shall take place every three years.

Article 47. Electoral districts, method of voting and other matters pertaining to the method of election of members of both Houses shall be fixed by law.

Article 48. No person shall be permitted to be a member of both Houses simultaneously.

Article 49. Members of both Houses shall receive appropriate annual payment from the national treasury in accordance with law.

Article 50. Except in cases provided by law, members of both Houses shall be exempt from apprehension while the Diet is in session, and any members apprehended before the opening of the session shall be freed during the term of the session upon demand of the House.

Article 51. Members of both Houses shall not be held liable outside the House for speeches, debates or votes cast inside the House.

Article 52. An ordinary session of the Diet shall be convoked once per year.

Article 53. The Cabinet may determine to convoke extraordinary sessions of the Diet. When a quarter or more of the total members of either House makes the demand, the Cabinet must determine



提案する法令翻訳システムの特徴

- 要求条件を満たす法令翻訳システム

||

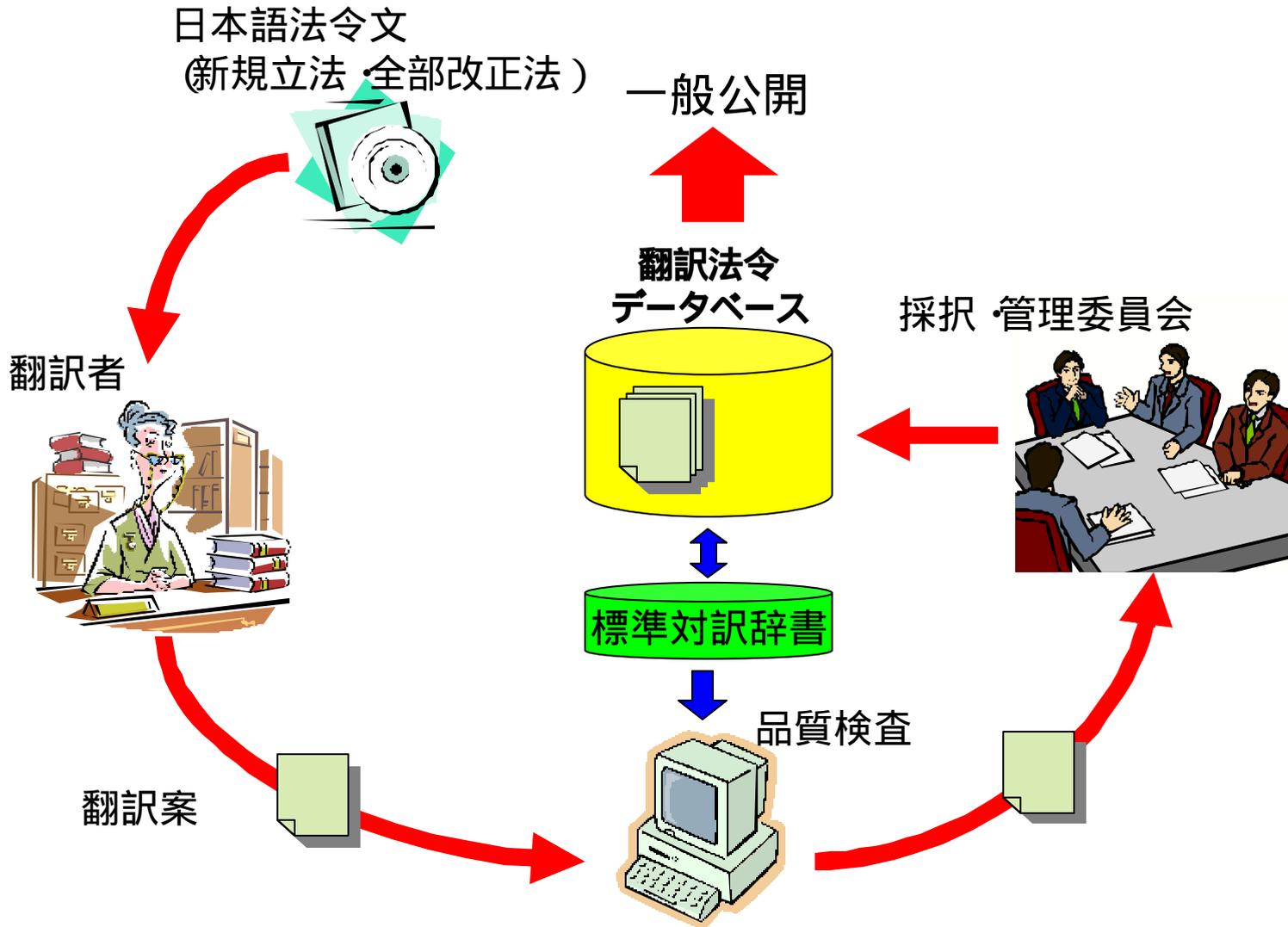
法令翻訳支援システム

+

法令データ管理システム



- 翻訳の依頼・発注から翻訳結果の管理・公開までを一括して扱う



翻訳依頼・発注からデータベースへの登録・公開まで

翻訳依頼・発注からデータベースへの登録・公開まで

- 1.採択・管理委員会は、翻訳が必要な法令を提示して、翻訳専門家(複数の場合もある)へ翻訳を依頼・発注する。「この法令の翻訳を求めています」といった募集を行うことも考えられる。
- 2.翻訳者は翻訳案を作成し、ウェブ上の投稿システムを使って提出する。
- 3.コンピュータによる翻訳案の品質検査を行う
- 4.採択・管理委員会は、品質検査後の翻訳案をさらに検討し、採択したものを翻訳法令データベースに登録する。
- 5.翻訳法令データベースは、原則として、一般に公開する。

日本語法令文
(新規立法・全部改正法)

一般公開

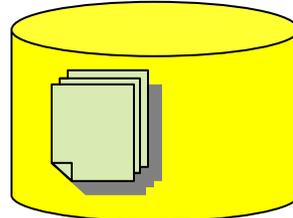


翻訳法令
データベース

採択・管理委員会



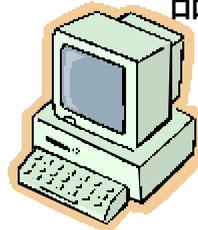
翻訳者



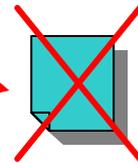
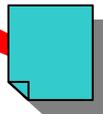
標準対訳辞書



品質検査



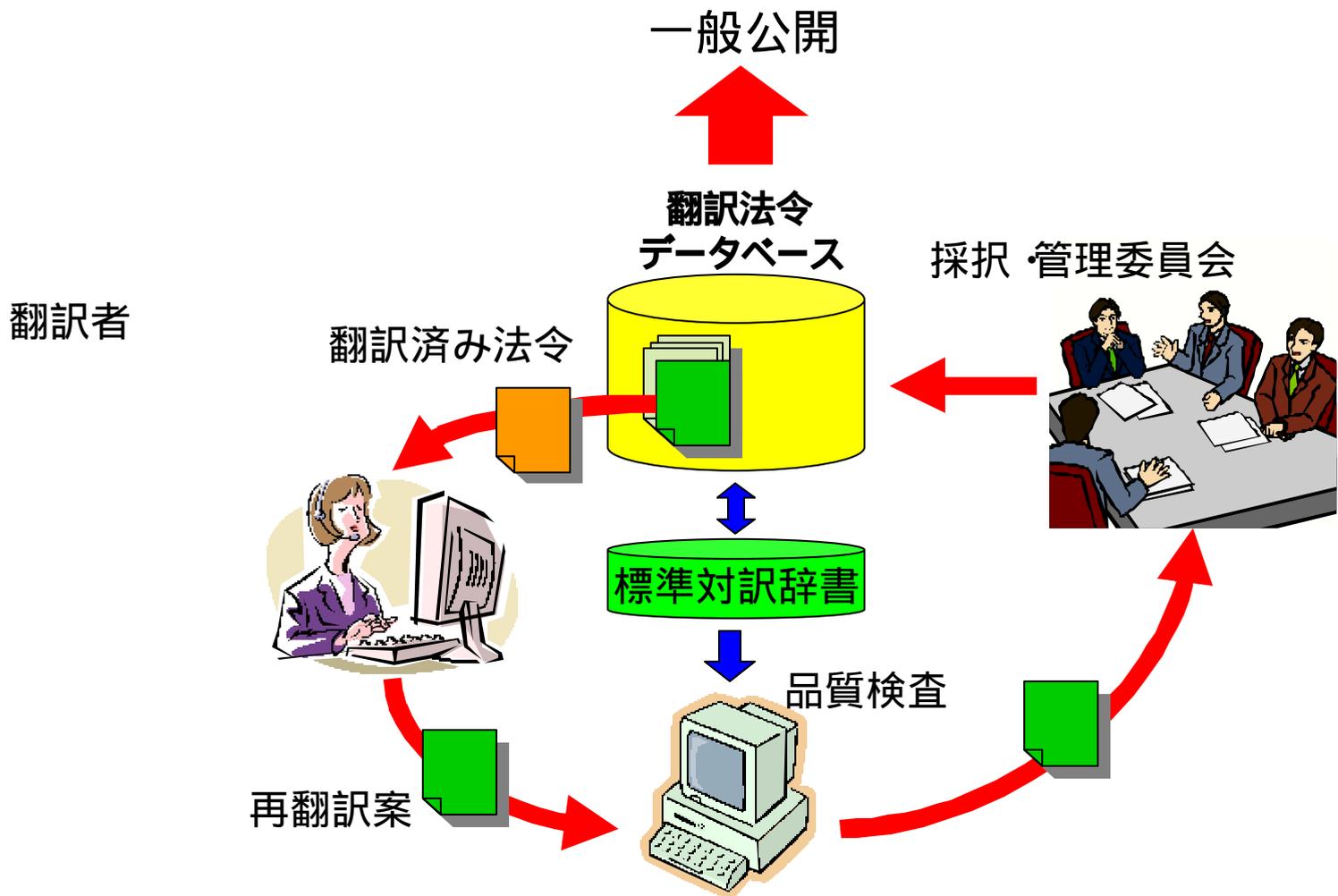
翻訳案



翻訳の品質維持 (訳語の一貫性維持)

翻訳の品質維持

コンピュータ上の**品質検査システム**を利用し、提出された翻訳案の品質を自動的に検査し、一定のレベルに達しない翻訳案を棄却する。その際、提出された翻訳案に現れる専門用語の翻訳が、翻訳法令データベース中にある翻訳例と一貫性があるかどうかも検査し、訳語選択の一貫性を図る。この検査には**標準対訳辞書**が必要となるが、これは翻訳法令データベースから**対訳辞書構築ツール**により構築される。

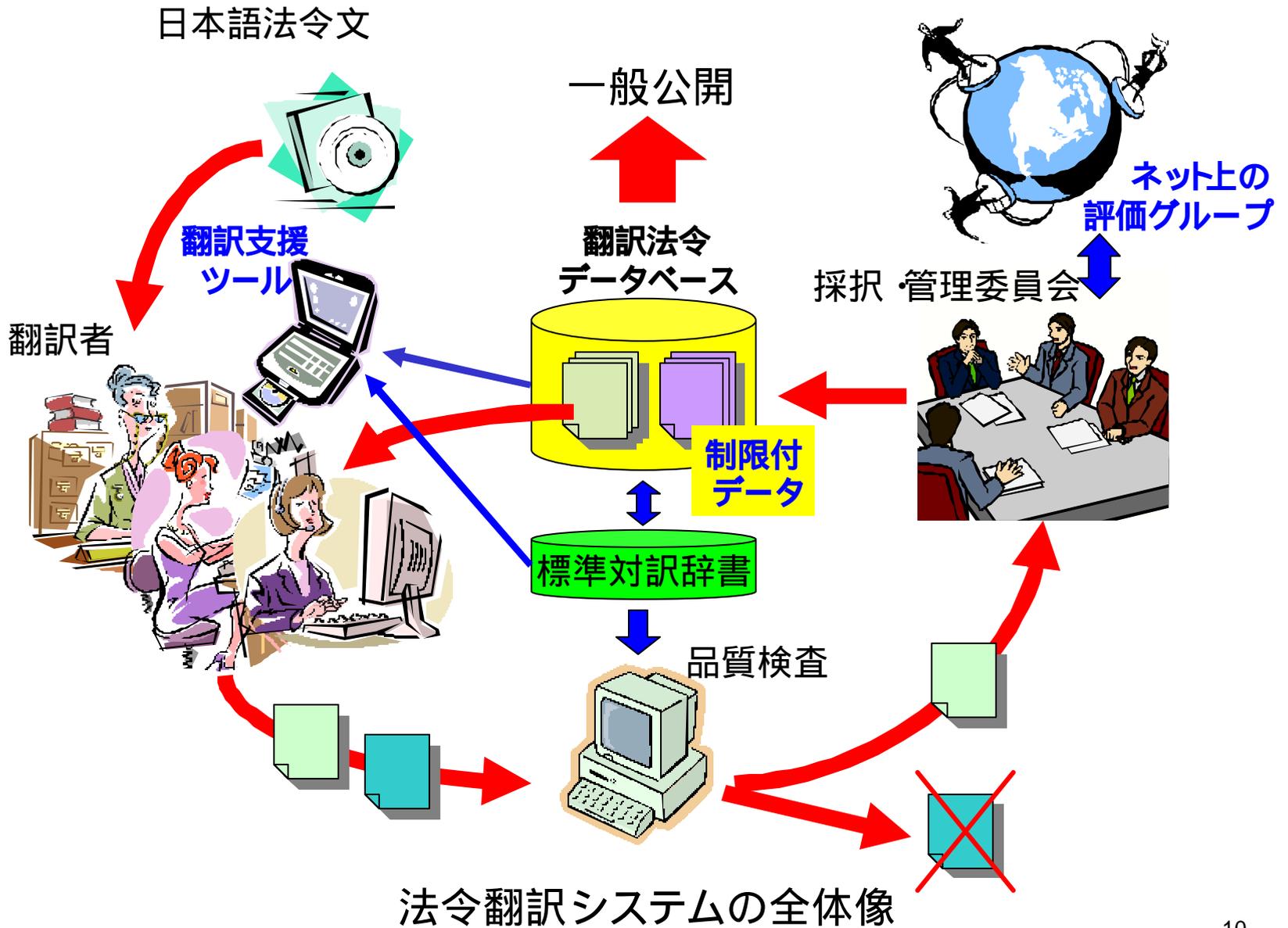


翻訳の品質向上 (翻訳済み法令の再翻訳)

翻訳の品質向上

法令が一部改正された場合には、その改正内容に対応して翻訳結果を修正するために、翻訳専門家に対して再翻訳を依頼・発注する。

一方、翻訳品質をさらに向上させるために、法令が改正されていなくても再翻訳を行う。その場合、公開されたデータベース中の翻訳結果を見た他の翻訳者は、より良い翻訳案を提出することができる。その場合、採択・管理委員会が従来より良い翻訳結果であると認めれば採択し、データベース中の翻訳結果を更新する。他にも、ある専門用語の訳語を変更した場合にデータベース中の訳語をすべて変更する作業や、法令が改正された場合に必要箇所を抽出・提示して翻訳を依頼する作業など必要である。これらの作業は、**翻訳法令データベース管理ツール**を利用して行う。



その他機能を含めた法令翻訳システムの全体像

1. 翻訳法令データベースを利用した**翻訳支援ツール**を翻訳者に提供する。
2. 翻訳案を評価する**評価グループ**を設立し、採択・管理委員会は、その意見に従って採択の可否を決める。評価グループは、**インターネット上の投票システム**を利用して、翻訳案を評価する。
3. 登録された翻訳結果の公開に必要な制限を加えることができる。たとえば、公開先を当初は翻訳依頼主に限定し、一般公開は一定期間経過後にすることが考えられる。そのようなデータ管理も**翻訳法令データベース管理ツール**を利用して行う。



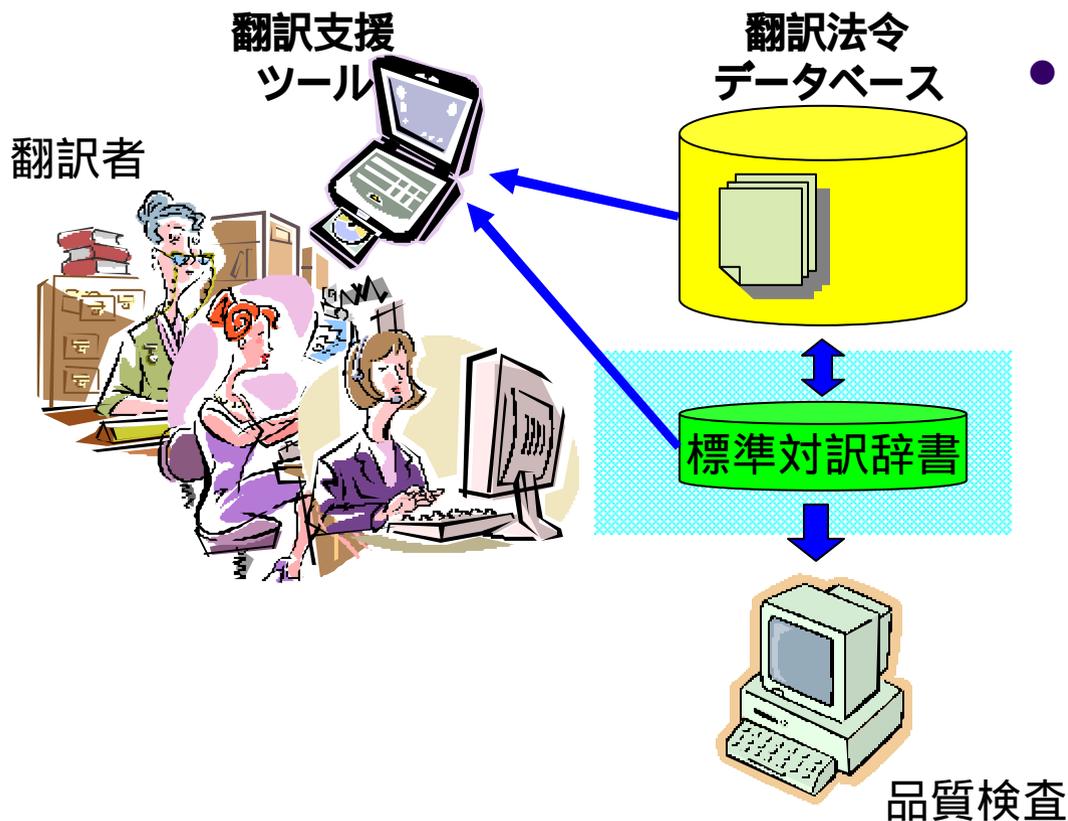
必要なサブシステム

1. 標準対訳辞書
2. 翻訳者支援システム
3. 翻訳検査システム
4. 翻訳評価支援システム
5. 法令データベース管理システム
6. その他システム





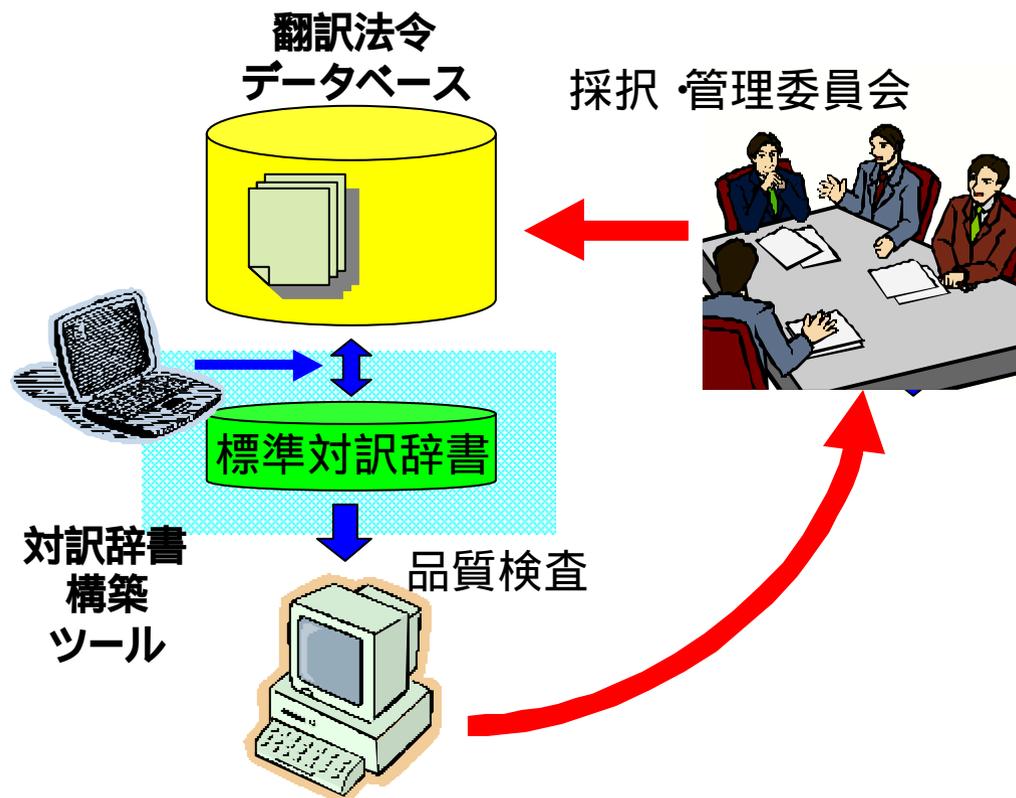
1. 標準対訳辞書 (1)



- 訳語の一貫性維持
 - 訳語リスト
 - 訳語の使い分け情報



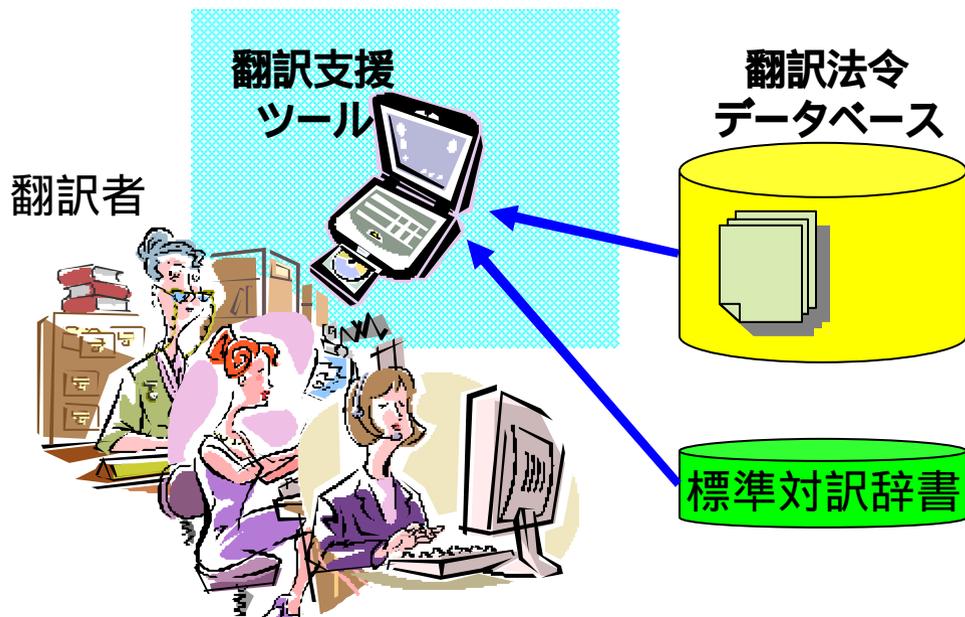
1. 標準対訳辞書 (2)



- 対訳辞書は成長する
 - 翻訳法令データから対訳辞書を構築
 - 高品質の対訳法令データの増加により辞書の質も豊かに
- 対訳辞書構築ツールが必要
 - 大量の対訳法令データから自動構築



2. 翻訳者支援システム



- 標準対訳辞書とのインターフェース
 - 標準訳語を提示
 - 訳語の使い分け情報を提示
 - 翻訳法令データベースとのインターフェース
 - 関連法令の翻訳結果を提示
 - 類似条文の翻訳結果を提示
- ➡ Bilingual KWIC
- 改正法令の翻訳時は新旧対照表を提示

削除



3. 翻訳検査システム

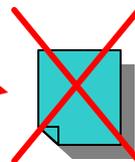
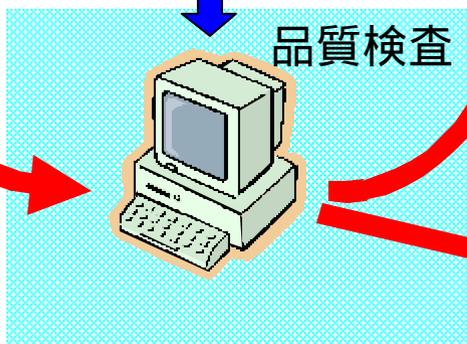
採択・管理委員会

翻訳者



標準対訳辞書

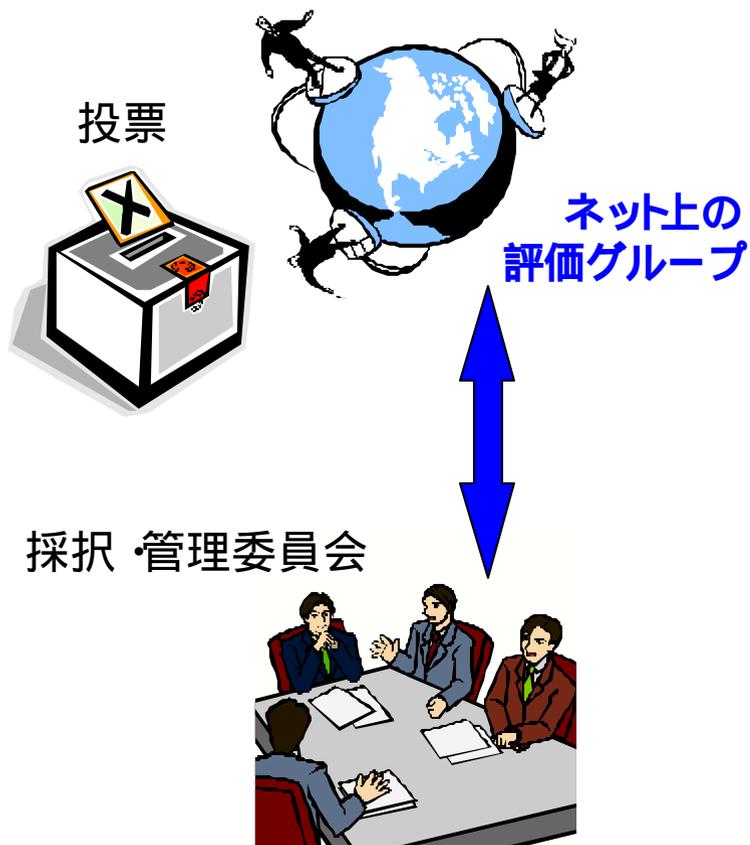
品質検査



- 低品質の翻訳案を棄却
 - 選択した訳語の検査
 - 簡単な文法検査

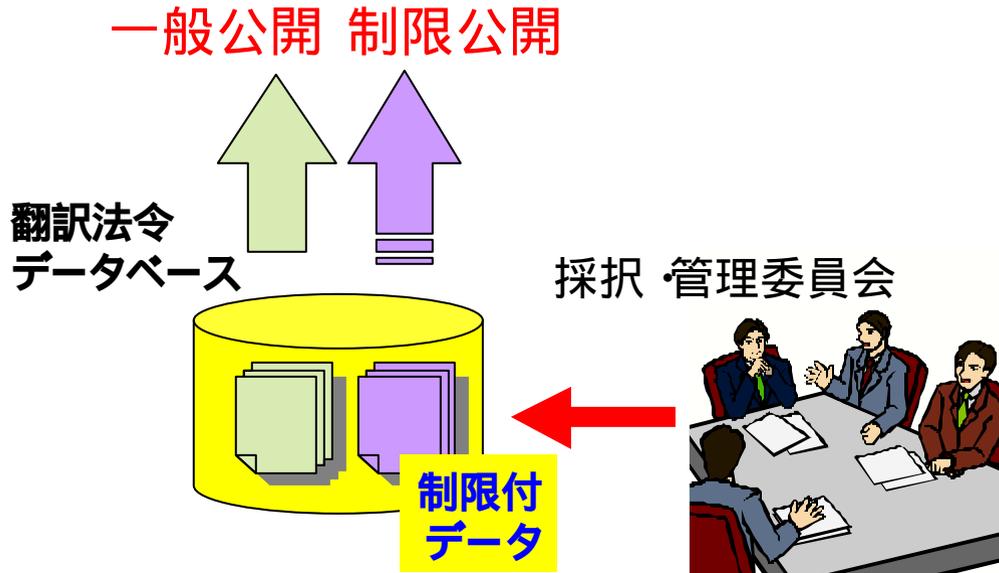


4. 翻訳評価支援システム



- より良い翻訳案を選択
 - 翻訳案採択のための基礎
 - インターネット上の投票システム
 - 評価メンバーによる記名投票
 - 翻訳案提出者は匿名

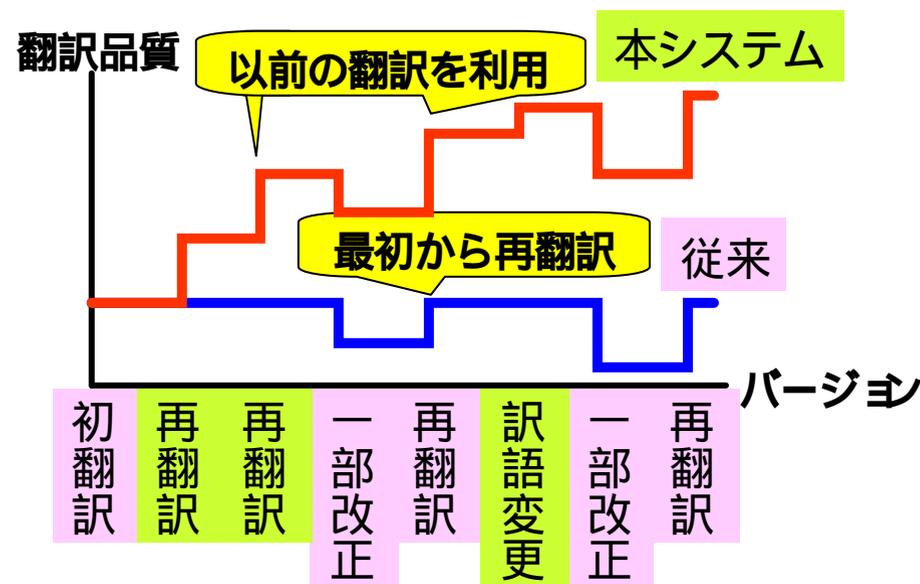
5. 法令データベース管理システム (1) (公開管理・検索機能)



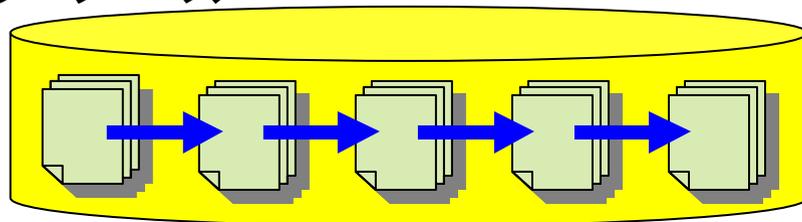
- 法令・翻訳結果の公開管理
 - 公開先・公開時期の制限が可能
 - 必要に応じたデータ形式で提供が可能
- 法令・翻訳結果の検索機能



5. 法令データベース管理システム (2) (翻訳バージョン管理機能)

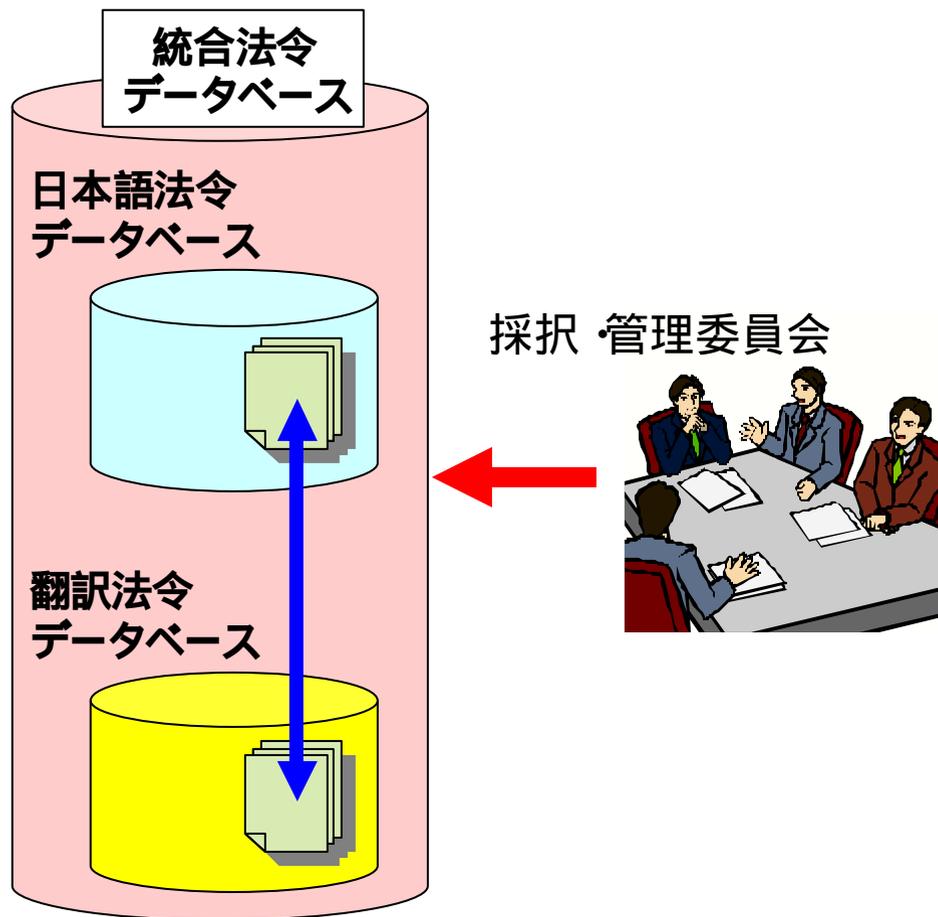


翻訳法令
データベース



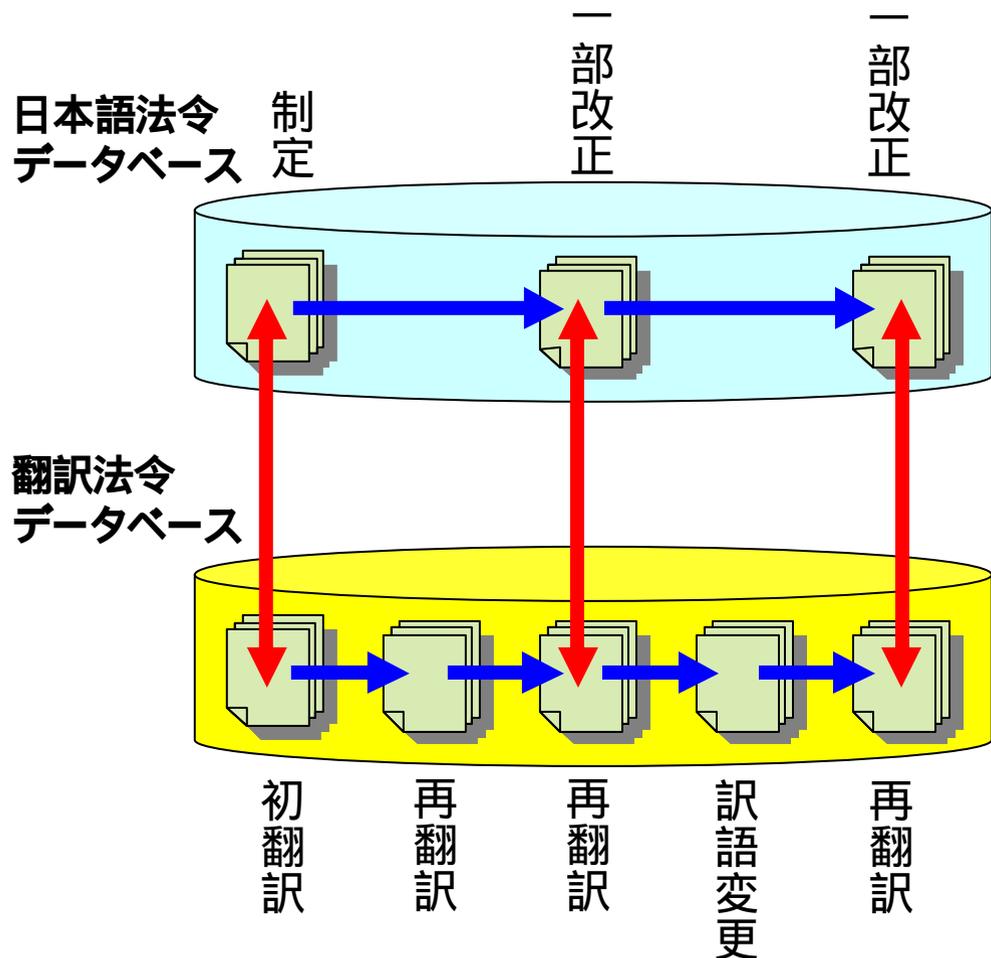
- 法令改正に対する翻訳品質の維持
 - 以前の翻訳結果を活用した再翻訳
- 翻訳品質の一層の向上
 - 再翻訳・訳語変更の随時実施
- 翻訳結果のバージョン管理
 - 再翻訳への対応
 - 訳語変更への対応
- 翻訳変更履歴の提示

5 .法令データベース管理システム (3) (統合データベース管理機能)



- 日本語法令と翻訳法令を一括管理
 - 日本語法令もデータベース化
 - 翻訳の有無に関わらず登録・管理
- 原文と翻訳結果の対応を管理

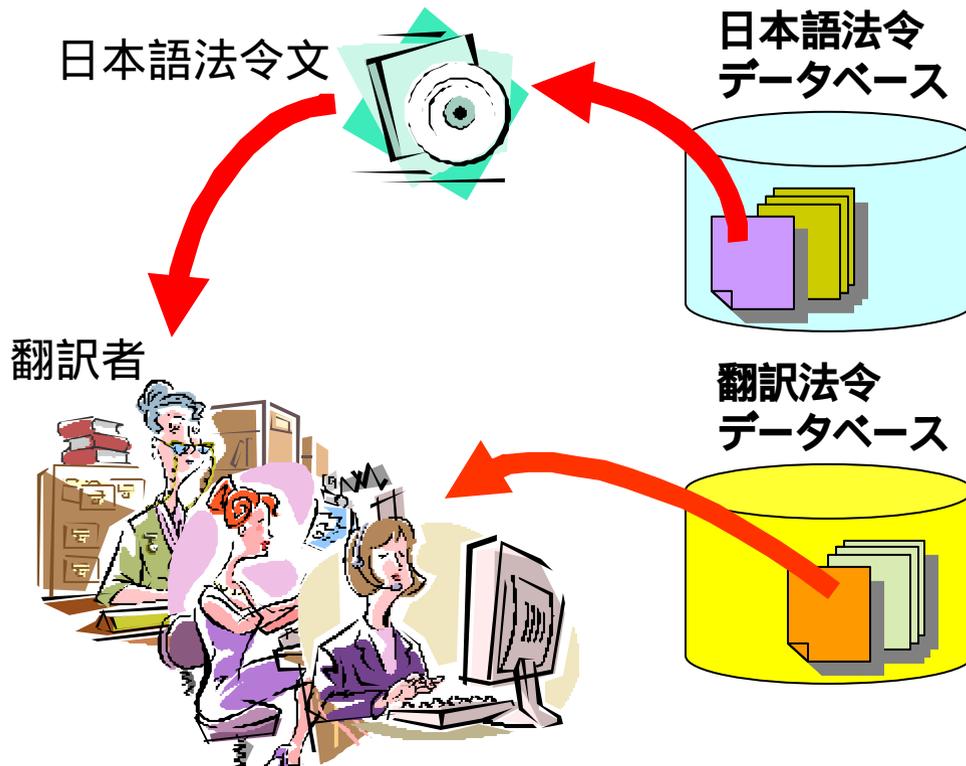
5 .法令データベース管理システム (4) (統合バージョン管理機能)



- 日本語法令のバージョン管理
 - 一部改正への対応
- 法令の沿革・新旧対照表を提示

- 法令・翻訳結果の一括バージョン管理

5. 法令データベース管理システム (5) (翻訳対象の抽出 提示機能)



- 翻訳が必要な法令の抽出 提示
 - 翻訳要求が高いもの
 - 改正されたもの
 - その他再翻訳が必要なもの

- 法令の一部だけでも抽出 提示

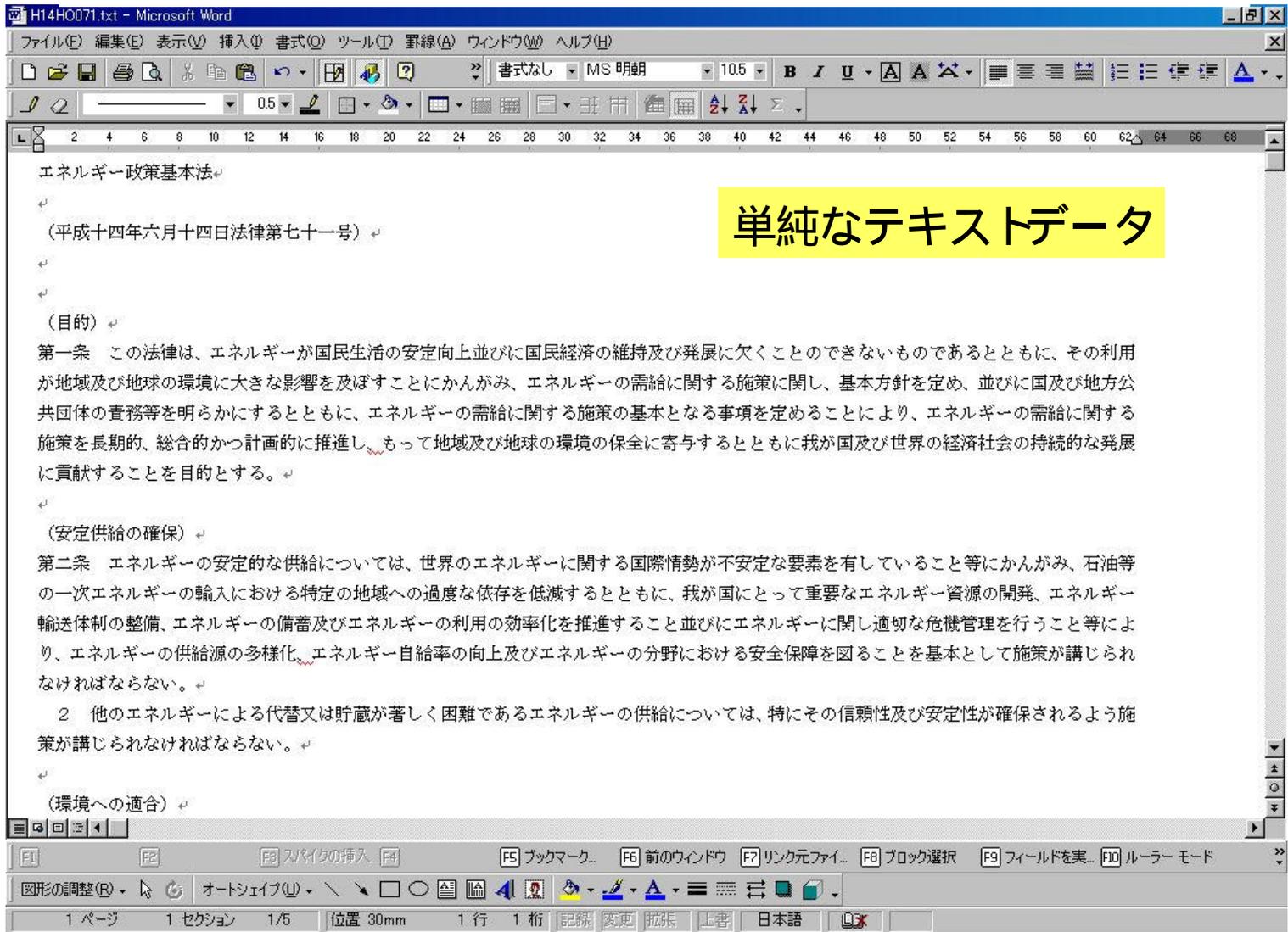
5 .法令データベース管理システム (6) (法令データの内部表現形式)



- 法令
 - 公布文
 - 法令番号
 - 題名
 - 目次
 - 本則
 - 編
 - 章
 - 条
 - 項
 - 附則
 - 別表

- 自動処理のために法令データの構造化が必要
 - 法令構造の一部分だけの抽出が可能
 - データ中にメタデータ (データに対する注釈) の付加が可能
 - バージョン情報など
 - XMLによる構造記述
 - 構造定義の標準化
 - 構造化タグを利用した種々の高度処理の実現
- 法制執務支援システム

構造化されていない法令データ



エネルギー政策基本法

(平成十四年六月十四日法律第七十一号)

(目的)

第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(安定供給の確保)

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

(環境への適合)

単純なテキストデータ

構造化された法令データ

The screenshot shows a web browser window displaying XML data for a Japanese law. The address bar shows the file path: D:\School\STUDY\LAW\20031007\H14H0071-ns.xml. The XML content is as follows:

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" standalone="no" ?>
<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="" ?>
<!DOCTYPE 法令 (View Source for full doctype...)>
-<法令>
  -<公布文 公布年="2002" 公布月="6" 公布日="14">
    <宣言>エネルギー政策基本法をここに公布する。</宣言>
    <親署>御名御璽</親署>
    <公布年月日>平成十四年六月十四日</公布年月日>
  -<署名>
    <役職>内閣総理大臣</役職>
    <氏名>小泉純一郎</氏名>
  </署名>
</公布文>
<法令番号 立法形式="法律" 番号="71">法律第七十一号</法令番号>
<題名>エネルギー政策基本法</題名>
-<本則>
  -<条>
    <条見出し>(目的)</条見出し>
    <条番号 番号="1">第一条</条番号>
  -<項>
    <項番号 番号="1" />
  -<案文>
    <文>この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。</文>
  </案文>
</項>
</条>
  -<条>
    <条見出し>(安定供給の確保)</条見出し>
    <条番号 番号="2">第二条</条番号>
  -<項>
    <項番号 番号="1" />
  -<案文>
    <文>エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を軽減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギー分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。</文>
  </案文>
</項>
</条>
-<項>
```

自動処理に必要な情報が埋め込まれたデータ

ページが表示されました

構造化された法令データの表示 (通常スタイル)

エネルギー政策基本法 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り メディア 履歴 印刷 編集

アドレス(D) D:\School\STUDY\LAW\20031007\H14H0071.xml 移動 リンク >>

エネルギー政策基本法 (平成十四年六月十四日公布)

第一条 (目的)

この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

第二条 (安定供給の確保)

エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

第三条 (環境への適合)

エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を實現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

第四条 (市場原理の活用)

エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前二条の政策目的を十分考慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

第五条 (国の責務)

国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)及び実施する責務を有する。

国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用する。

第六条 (地方公共団体の責務)

ページが表示されました

マイコンピュータ

埋め込まれた情報は
通常のユーザには見えない

構造化された法令データの表示 (官報スタイル)

エネルギー政策基本法をここに公布する。
御名 御璽
平成十四年六月十四日
内閣総理
エネルギー政策基本法
法律第七十一号

（目的）
第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び
のできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼ
すエネルギーの供給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共
明らからするとともに、エネルギーの供給に関する施策の基本となる事項を定めるに
半の供給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球
等与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的
（安定供給の確保）

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢
を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域
低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制
半の備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し進
行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネ
ルギーの安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。
2 他、エネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給に
し、
（環境への適合）
第三条 エネルギーの供給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽
燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること
暖化の防止及び地域環境の保全を図られたエネルギーの供給を実現し、併せて循環型社会の形成に資
するための施策が推進されなければならない。
（市場原理の活用）
第四条 エネルギー市場の自由化等のエネルギーの供給に関する経済構造改革については、前二条の
政策目的を十分考慮し、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益
が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。
（国の責務）
第五条 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの供給に関する施策についての基本方針（以
下「基本方針」という。）にのっとり、エネルギーの供給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する
責務を有する。
2 国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品
を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
（地方公共団体の責務）
第六条 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの供給に関し、国の施策に準じて施策を
講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 地方公共団体は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に
資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
（事業者の責務）
第七条 事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利
用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努め
るとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの供給に関する施策に協力する責務を有す
る。
（国民の努力）
第八条 国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに、新エネルギーの
活用を努めるものとする。
（相互協力）
第九条 国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネ
ルギーの供給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。
（法制上の措置等）
第十条 政府は、エネルギーの供給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上
の措置その他の措置を講じなければならない。
（国会に対する報告）

埋め込まれた情報を利用して
多彩な表示や処理が可能

ページが表示されました

構造化された法令データの表示 (条見出しの抽出)

エネルギー政策基本法

- 第一条 (目的)
- 第二条 (安定供給の確保)
- 第三条 (環境への適合)
- 第四条 (市場原理の活用)
- 第五条 (国の責務)
- 第六条 (地方公共団体の責務)
- 第七条 (事業者の責務)
- 第八条 (国民の努力)
- 第九条 (相互協力)
- 第十条 (法制上の措置等)
- 第十一条 (国会に対する報告)
- 第十二条 (エネルギー基本計画)
- 第十三条 (国際協力の推進)
- 第十四条 (エネルギーに関する知識の普及等)

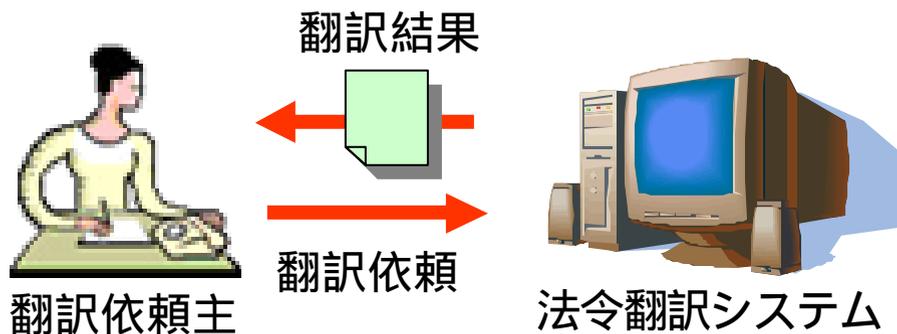
附則 抄

- 第一条 (施行期日)

埋め込まれた情報を利用して
多彩な表示や処理が可能



6. その他システム



- 翻訳要求受付・管理システム
 - ユーザからの翻訳要求 (依頼)
 - 依頼主管理



- 翻訳者管理システム
 - 登録
 - 翻訳依頼
 - 格付け
 - 報酬支払い
- 評価メンバー管理システム
 - 登録
 - 報酬支払い



すぐに必要な作業

- 標準対訳辞書の構築
 - 対訳法令データの収集
 - 標準対訳語 対訳表現の決定
- 法令データ管理方式の決定
 - 法令データの内部表現形式の決定
 - 内部表現形式に則した法令データの作成
- 翻訳案作成 評価機構の構築
 - 翻訳者の人選
 - 採択 評価メンバーの人選